

福司総発第133号  
令和5年7月14日

甲川日三

## ご 回 答

司法書士 高垣 富雄 殿

福岡県司法書士会  
会 長 安河内 肇



貴職発令和5年7月8日付け「送付状」、同年同月10日付け「送付状」記載の問い合わせ内容について、下記のとおり回答いたします。なお、本件に関する問合せ等がある場合は、当会事務局まで郵便、ファックス（092-714-4234）又は電子メール（JDE03115@nifty.com）にてご連絡いただき、当職や紛議調停委員長など会員の個人事務所への連絡は止めていただきますようお願いいたします。

### 記

1 令和5年3月19日付けの問い合わせ内容について

当会発福司総発第8号ご回答文書（以下、「前回回答文書」）にて回答済みであり、同文書で回答した内容以上の回答はありませんので、前回回答文書を確認ください。

2 一度取下げられた事件が再度取上げられた理由について

事件の取下げ及び再度の申立てについては、本件紛議調停事件の申立人の判断によるものであり、その理由については、当会は把握しておりません。尚、当会の紛議調停は、司法書士法第59条、福岡県司法書士会会則第108条を根拠に、福岡県司法書士会紛議調停規則及び同細則に則り運用するものですが、同規則及び同細則に、一度取下げた事件の再度の申立てを禁止する旨の規程はありません。そのため当会の紛議調停においても、民事訴訟法や民事調停法の規定を参考に調停の運用をいたしますが、同法においても事件係属前に取下げられた事件の再度の申立てを禁止する旨の規程はありません（民事訴訟法第262条第1項、民事調停法第19条の2参照）。

3 掲示板投稿後の会員への通知について

掲示板投稿後の会員への通知の取り扱いについては、令和4年9月15日付け福司総発第198号「全会員メーリングリストのメールアドレス変更についてのお知らせ」において、会員用ホームページにて案内済みのとおりですので、お知らせ内容をご確認ください。

4 申立人に対する訴訟提起について

貴職発令和5年7月10日付け「送付状」において、本件紛議調停事案について、貴職より訴訟提起予定である旨の記載がありますが、申立人を相手方とする訴訟等が裁判所に係属した場合には、当会紛議調停の終了事由となる可能性（福岡県司法書士会紛議調停規則第6条）がありますので、係属裁判所、事件番号等について、当会事務局までお知らせいただくと助かります。

5 SNS等での公開について

貴職からのお問い合わせの内容には、貴職が業務上取り扱った事件として守秘すべき事項が含まれていますので、十分留意いただくとともに、本回答書及び前回回答文書を貴職のSNS等で公開することについては、当会としては同意いたしませんので、その旨ご通知します。

以上